

〔No. 1〕 次の文章は、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」の教育課程の編成について述べたものである。（Ａ）～（Ｃ）にあてはまる語句の組合せとして最も妥当なものは、以下のうちどれか。

教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を子供の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画であり、その編成主体は（Ａ）である。（Ａ）には、学習指導要領等を受け止めつつ、（Ｂ）を踏まえて、（Ａ）が設定する学校教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づき教育課程を編成し、それを実施・評価し改善していくことが求められる。これが、いわゆる「カリキュラム・マネジメント」である。

「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、子供たちが未来の創り手となるために求められる資質・能力を育んでいくためには、子供たちが「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」など、①～⑥に関わる事項（※）を各学校が組み立て、家庭・地域と連携・協働しながら実施し、目の前の子供たちの姿を踏まえながら（Ｃ）ことが求められる。今回の改訂は、各学校が学習指導要領等を手掛かりに、この「カリキュラム・マネジメント」を実現し、学校教育の改善・充実の好循環を生み出していくことを目指すものである。

※「①～⑥に関わる事項」とは、次のことを指す。

- ①「何ができるようになるか」（育成を目指す資質・能力）
- ②「何を学ぶか」（教科等を学ぶ意義と、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成）
- ③「どのように学ぶか」（各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実）
- ④「子供一人一人の発達をどのように支援するか」（子供の発達を踏まえた指導）
- ⑤「何が身に付いたか」（学習評価の充実）
- ⑥「実施するために何が必要か」（学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策）

（Ａ）	（Ｂ）	（Ｃ）
１．各学校	子供たちの姿や地域の実情等	不断の見直しを図る
２．校長	子供たちの姿や地域の実情等	多様な創意工夫を図る
３．校長	「社会に開かれた教育課程」	不断の見直しを図る
４．校長	「社会に開かれた教育課程」	多様な創意工夫を図る
５．各学校	「社会に開かれた教育課程」	不断の見直しを図る

〔No. 2〕 令和の日本型学校教育に関する記述として誤っているものは、次のうちどれか。

1. 「個に応じた指導」は、「指導の個別化」と「学習の個性化」を教師視点から整理した概念であり、「個に応じた指導」を学習者視点から整理した概念が「個別最適な学び」である。
2. ICTの活用により、子供一人一人が自分のペースを大事にしながら共同で作成・編集等を行う活動や、多様な意見を共有しつつ合意形成を図る活動などにより、「協働的な学び」を発展させることができる。
3. 「協働的な学び」において、同じ空間で時間を共にすることで、お互いの感性や考え方等に触れ刺激し合うことの重要性について改めて認識する必要がある。
4. 授業の中で、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげていくことが必要である。
5. 目指すべき「令和の日本型学校教育」の姿を、「誰一人取り残すことのない持続可能な社会の創り手として、一人一人の可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」としている。

〔No. 3〕 次のA～Eは、学習指導要領の改訂の際のキーワードについて述べたものである。これらのキーワードを学習指導要領の変遷にしたがって左から並べたとき、正しいものは、以下のうちどれか。

- A 自ら学び自ら考える力などの〔生きる力〕の育成
- B 教育課程の基準としての性格の明確化（系統的な学習の重視）
- C 社会の変化に自ら対応できる心豊かな人間の育成
- D 教育内容の一層の向上（「教育内容の現代化」）
- E ゆとりある充実した学校生活の実現

1. D→E→B→A→C
2. D→B→C→E→A
3. B→D→E→C→A
4. B→C→A→D→E
5. B→D→C→A→E

[No. 4] 次のA～Eは、教育評価に関する説明である。A～Eの説明のいずれにも該当しない評価は、以下のうちどれか。

- A 児童生徒の学習の過程や成果などの記録や作品を計画的にファイル等を集積して、そのファイル等を活用して児童生徒の学習状況を把握する。
- B 学習指導要領に示す目標に照らしてその実現の状況を見る評価である。
- C 学習の途中で学習目標の達成度について評価するもので、児童生徒の学習状況や教師の指導について評価して、指導の改善等に役立てるためのものである。
- D 観点別学習状況の評価や評定には示しきれない子どもたち一人一人のよい点や可能性、進歩の状況について評価する。
- E レポートやプレゼンテーションなどのように、知識やスキルを使いこなす（活用・応用・統合する）ことを求めるような評価方法である。

- 1. 個人内評価
- 2. 集団に準拠した評価
- 3. 目標に準拠した評価
- 4. パフォーマンス評価
- 5. ポートフォリオ評価

[No. 5] 次の文章は、「生徒指導提要」に書かれた生徒指導の目的について述べたものである。(A)～(D)にあてはまる語句の組合せとして最も妥当なものは、以下のうちどれか。

生徒指導の目的は、(A)の内外を問わず、学校が提供する全ての教育活動の中で児童生徒の(B)が尊重され、個性の発見とよさや可能性の伸長を児童生徒自らが図りながら、多様な社会的資質・能力を獲得し、自らの資質・能力を適切に行使して(C)を果たすべく、(D)と社会の発展を児童生徒自らが追求することを支えるところに求められます。

- | | (A) | (B) | (C) | (D) |
|----|------|-----|------|-------|
| 1. | 学校教育 | 人格 | 自己理解 | 自己の目標 |
| 2. | 教育課程 | 人格 | 自己実現 | 自己の幸福 |
| 3. | 教育課程 | 人格 | 自己理解 | 自己の幸福 |
| 4. | 学校教育 | 人権 | 自己実現 | 自己の目標 |
| 5. | 学校教育 | 人権 | 自己理解 | 自己の幸福 |

〔No. 6〕 児童生徒理解に関する記述として誤っているものは、次のうちどれか。

1. 児童生徒理解は、児童生徒指導の諸課題の未然防止をねらいとした、意図的・組織的・系統的な教育プログラムの一つとなっている。
2. 児童生徒理解では、学級・ホームルーム担任の日頃のきめ細かい観察力が、指導・援助の成否を大きく左右する。
3. 児童生徒理解では、生活実態調査、いじめアンケート調査等の調査データに基づく客観的な理解も有効である。
4. 教育相談では、児童生徒の声を、受容・傾聴し、相手の立場に寄り添って理解しようとする共感的理解が重要になる。
5. 児童生徒や保護者に対して、教職員が積極的に、生徒指導の方針や意味などについて伝え、発信して、教職員や学校側の考えについての理解を図る必要がある。

〔No. 7〕 教育相談の基本的な在り方に関する記述として誤っているものは、次のうちどれか。

1. 教育相談は、生徒指導の一環として位置付けられ、生徒指導と教育相談を一体化させて、全教職員が一致して取組を進めることが必要である。
2. 指導や援助の在り方を教職員の価値観や信念から考えるのではなく、児童生徒理解（アセスメント）に基づいて考える。
3. 児童生徒の状態が変われば指導・援助方法も変わることから、あらゆる場面に通用する指導や援助の方法は存在しないことを理解し、柔軟な働きかけを目指す。
4. 教育相談は、生徒指導と同様に学校内外の連携に基づくチームの活動として進められる。
5. これからの教育相談で中心となるのは、教育相談コーディネーターであり、児童生徒の様々なデータを一元化していく役割が求められている。

[No. 8] 文部科学省が策定した「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策 COCOLO プラン」において、不登校の児童生徒への学びの環境整備に関する記述として誤っているものは、次のうちどれか。

1. 不登校特例校の設置を促進
2. 校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）の設置を促進
3. エビデンスに基づき、ケースに応じた支援の在り方を確立
4. 教育支援センターの機能を強化
5. 多様な学びの場、居場所を確保

[No. 9] 次の文章は、我が国の特別支援教育に関する考え方について述べたものである。（ A ）～（ D ）にあてはまる語句の組合せとして最も妥当なものは、以下のうちどれか。

特別支援教育は、障害のある子供の（ A ）や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子供一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。また、特別支援教育は、（ B ）のある子供も含めて、障害により特別な支援を必要とする子供が在籍する全ての学校において実施されるものである。

特別支援教育については、（ C ）の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われることが重要であり、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律や、今般の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正も踏まえ、全ての子供たちが適切な教育を受けられる（ D ）することが重要である。

（ A ）	（ B ）	（ C ）	（ D ）
1. 成長	学習障害	全員参加型社会	環境を整備
2. 成長	発達障害	共生社会	制度を構築
3. 自立	発達障害	全員参加型社会	環境を整備
4. 自立	発達障害	共生社会	環境を整備
5. 自立	学習障害	全員参加型社会	制度を構築

[No. 10] 次の文章は、いじめの定義について述べたものである。下線部(A)～(E)のうち、誤っているものはどれか。

いじめ防止対策推進法第2条第1項では、「いじめ」について、次のように定義している。

「この法律において『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と(A)一定の人的関係にある他の児童等が行う(B)心理的又は物理的な影響を与える行為（(C)インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が(D)深刻な苦痛を感じているものをいう。」

このように、いじめの定義には、

- ①行為をした者（以下、Xという。）も行為の対象となった者（以下、Yという。）も(E)児童生徒であること
 - ②XとYの間に(A)一定の人的関係が存在すること
 - ③XがYに対して(B)心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
 - ④当該行為の対象となったYが(D)深刻な苦痛を感じていること
- という4つの要素しか含まれていないことに留意する必要がある。

- 1. A
- 2. B
- 3. C
- 4. D
- 5. E

[No. 11] 次の文章は、主体的・対話的で深い学びについて述べたものである。「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」のうち、「深い学び」の視点に関して述べているものどれか。

- 1. 学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる。
- 2. 身に付けた知識や技能を定着させるとともに、物事の多面的で深い理解に至るために、多様な表現を通じて、教職員と子供や、子供同士が対話し、それによって思考を広げ深めていく。
- 3. 習得・活用・探究という学びの過程の中で、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりする。
- 4. 子供自身が興味を持って積極的に取り組むとともに、学習活動を自ら振り返り意味付けたり、身に付いた資質・能力を自覚したり、共有したりする。
- 5. 子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める。

〔No. 12〕 次の文章は、教育基本法において、教育の目的及び理念について述べたものである。(A) ～ (C) にあてはまる語句の組合せとして最も妥当なものは、以下のうちどれか。

(生涯学習の理念)

第三条 国民一人一人が、自己の (A) を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第四条 すべて国民は、(B) 教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、(C) を講じなければならない。

(A)	(B)	(C)
1. 人格	ひとしく、その能力に応じた	奨学の措置
2. 人格	ひとしく	奨学の措置
3. 能力	ひとしく	日常的な支援
4. 人格	ひとしく、その能力に応じた	日常的な支援
5. 能力	ひとしく、その能力に応じた	奨学の措置

[No. 13] 次の文章は、教育基本法の義務教育について述べたものである。(A) ～ (C) にあてはまる語句の組合せとして最も妥当なものは、以下のうちどれか。

第5条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において (A)、また、国家及び社会の形成者として必要とされる (B) ことを目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その (C) するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(A)	(B)	(C)
1. 自立的に生きる基礎を培い	基本的な資質を養う	水準を確保
2. 自主及び自律の精神を養い	基本的な資質を養う	平等性を維持
3. 自立的に生きる基礎を培い	主体的に社会参画する態度	平等性を維持
4. 自主及び自律の精神を養い	主体的に社会参画する態度	平等性を維持
5. 自立的に生きる基礎を培い	主体的に社会参画する態度	水準を確保

[No. 14] 体罰と懲戒に関する記述として誤っているものは、次のうちどれか。

1. 教員が、児童・生徒に対して、戒めるべき言動を再び繰り返させないという、教育目的に基づく行為や制裁を行うことを懲戒という。
2. 懲戒には、事実行為としての注意、警告、叱責、説諭、訓戒や、法的効果をもたらす訓告、停学、退学の処分がある。
3. 懲戒のうち、教員が、児童・生徒の身体に、直接的又は間接的に、肉体的苦痛を与える行為を体罰という。
4. 体罰には、たたく、殴る、蹴る等の有形力（目に見える物理的な力）の行使によるものと、長時間正座や起立をさせるなどの有形力を行使しないものがある。いずれも法によって禁じられている。
5. 暴言や行き過ぎた指導は、児童・生徒の人権を著しく害するものであり、体罰概念に含まれるものとして許されない。

〔No. 15〕 教職員の服務義務には、職務遂行に当たって守るべき職務上の義務と、職員の身分を有することから守るべき身分上の義務がある。次の服務事故に関する事例のうち、職務上の義務違反にあたるものはどれか。

1. 無届けで教科書発行者である会社の仕事を行い、謝礼として報酬や送付された物品を受け取った。
2. スーパーマーケットにおいて、紳士服 2 点及びトートバッグ 1 点合計 13,000 円相当を窃取するなどした。
3. 勤務時間中であるにもかかわらず、合計 4 日間で約 10 時間 48 分にわたり、飲食店へ行き、スマートフォンを使用して業務に関係のないウェブサイトを開覧するなどの行為を行った。
4. 勤務校女子更衣室において、同校女子生徒の下着等を撮影する目的で、動画撮影状態にした小型カメラを、更衣室内のロッカーに隠し入れて設置した。
5. 実家及び自宅において、教育委員会から貸与されたタブレット端末で、計 66 回、アダルト・サイトを含む業務に関係のないウェブサイトを開覧した。

〔No. 16〕 次のうち、教育委員会の職務権限ではなく、校長の職務権限に該当するものはどれか。

1. 学校管理規則の制定
2. 教科書その他の教材の取扱いに関する事務の管理、執行
3. 学期及び休業日の設定
4. 勤務評定の実施
5. 就学時の健康診断の実施

〔No. 17〕 こども基本法の基本理念に関する記述として誤っているものは、次のうちどれか。

1. 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
2. こどもの養育については、学校及び家庭を基本として行われ、両者がそれぞれ第一義的責任を有するとの認識を持つこと。
3. 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
4. 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
5. 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

〔No. 18〕 集団とその成員間の関係に関する記述として誤っているものは、次のうちどれか。

1. 集団規範には、校則のような明白なルールだけでなく、成員同士の暗黙の決まりもある。
2. 集団規範は、成員に対して集団のルールを守らせるという集団圧力をもっている。
3. 集団圧力によって集団の凝縮性が高められ、成員間の関係が強化される。
4. 成員が集団規範から逸脱した場合、すぐに集団はさまざまな圧力をかけて成員を集団から排除しようとする。
5. 成員は集団規範を遵守することにより、集団の成員であることを意識するようになる。

〔No. 19〕 次の文章は、子どもの発達段階に応じた支援の必要性について述べたものである。(A) ～ (C) にあてはまる語句の組合せとして最も妥当なものは、以下のうちどれか。

○子どもの発達とは、子どもが自らの経験を基にして、周囲の環境に働きかけ、環境との相互作用を通じ、豊かな心情、意欲、態度を身につけ、新たな能力を獲得する過程であるが、身体的発達、情緒的発達、知的発達や社会性の発達などの子どもの成長における様々な側面は、相互に関連を有しながら (A) 発達する。子どもは、身近な人や自然等との関わりの中で、主体的に学び、行動し、様々な知識や技術を習得するとともに、自己の主体性と人への信頼感を形成していく。

○子どもはひとりひとり異なる資質や特性を有しており、その成長には個人差がある一方、子どもの発達の道筋やその順序性において、(B) 特徴がある。子どもは成長するに伴い、視野を広げ、認識力を高め、自己探求や他者との関わりを深めていくが、そのためには、発達段階にふさわしい生活や活動を十分に経験することが重要である。特に (C) 多様な経験を積み重ねていくことが子どもの発達には不可欠であり、これらを通して、子どもの継続性ある望ましい発達が期待される。こうした観点を踏まえつつ、現代の子どもたちをめぐる社会環境も考慮し、子どもの発達やその課題を踏まえた適切な対応と支援を、従来より一層、行っていくことが、重要である。

(A)	(B)	(C)
1. 普遍的に	共通して見られる	言語能力を養う
2. 総合的に	共通して見られる	身体感覚を伴う
3. 普遍的に	共通して見られる	身体感覚を伴う
4. 総合的に	男女で異なる	言語能力を養う
5. 総合的に	男女で異なる	身体感覚を伴う

〔No. 20〕 スクールカウンセリングに関する記述として誤っているものは、次のうちどれか。

1. 原因を追及し病気を治療する治療モデルではなく、問題を抱えている児童生徒と関わり、児童生徒の問題を解決する力を引き出すことを援助する教育モデルによる活動である。
2. 学校生活の場・日常生活の場で行われるため、随時、実施する機会がある。休憩時間、放課後、行事や授業など様々な場面を利用し、児童生徒の自己管理や他者理解を深めさせ、自己コントロール力や対処スキルを向上させることができる。
3. 個人への対面によるアプローチが基本であるが、スクールカウンセリングでは、授業、学級経営、学校全体の取り組み、家族や友人への働きかけなど様々なアプローチを総合的に実施することで、相乗的な効果を引き出すことができる。
4. 開発的カウンセリングは、児童生徒の心理的な発達を促進し、社会生活に必要なライフスキルを育て、困難な問題に対処する力やストレス耐性を高める活動である。活動の視点として「人権教育」や「キャリア教育」などがある。
5. 予防的カウンセリングは、児童生徒の話を良く聴き、児童生徒の気持ちを理解するとともに、児童生徒を取り巻く環境・状況を正しく把握し、適切なアドバイスや環境の調整などを行い、問題の発生を未然に防いでいくようにする。特に「ライフスキル教育」や「ストレスマネジメントの活用」などが効果的である。

〔No. 21〕 品川区教育委員会の教育目標に関する記述として誤っているものは、次のうちどれか。

1. 「豊かな心を育み、人権を尊重するための教育の推進」として、日本国憲法および教育基本法の方針とともに、人権尊重都市品川宣言の考え方を基本に、教育活動全体を通じてあらゆる偏見や差別をなくし、子どもたち一人ひとりが、かけがえのない人間として尊重されるよう、人権教育を推進する。
2. 「確かな学力の育成」として、子どもたちが、自主・自律の志をもち、自信に満ちた人生を創造できるよう、一貫教育を推進し、基礎的・基本的な知識・技能の習得および思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力、人間性等を育むとともに、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実を図る。また、義務教育と就学前教育との接続を滑らかにし、成長・発達に応じた基本的な生活習慣の定着を図る。
3. 「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後のレガシーの充実」として、引き続き子どもたちの体力や運動能力の向上を図るため、学校における体育、スポーツ活動の充実とともに、運動習慣の定着に向けた取り組みを強化する。また、国際社会に対応した人材を育成するため、日本の伝統・文化理解を基盤とする国際理解教育を一層推進するとともに、区立学校における英語教育をさらに充実させ、子どもたちのコミュニケーション能力等の向上を目指す。
4. 「学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上」として、子どもたちは、家庭や地域の中で成長することを踏まえ、学校・家庭・地域が、教育の担い手として役割と責任を果たし、子どもたちの発達段階に合わせて相互補完しながら、それぞれの立場で連携を強化し支援する。
5. 「生涯学び、活躍できる環境の整備」として、子どもたちはもとより、区民が、自己実現を図ることのできる機会を提供するため、伝統・文化の理解、継承、発展とともに、文化財の保護・活用を推進する。また、生涯を通じて読書に親しめるよう図書館環境の充実を図る。

〔No. 22〕 品川区では、学習指導要領に則りながら、一貫した教育課程を編成するための基準となる「品川区立学校教育要領」を定めているが、本教育要領の重点ではないものは、次のうちどれか。

1. 「知・徳・体」をバランスよく兼ね備えること。
2. よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えること。
3. 困難に負けず生き抜く力をもつこと。
4. 地域に愛着をもち、地域の一員として社会に貢献すること。
5. 伝統と文化を尊重するとともに国際的な視野をもつこと。

〔No. 23〕 品川区の一貫教育に関する記述として誤っているものは、次のうちどれか。

1. 品川区では、平成18年度から全国に先駆け、一貫教育を開始した。
2. 平成27年6月に学校教育法の一部が改正され、区内ではそれまでの施設一体型一貫校6校を、平成28年4月1日から「義務教育学校」として新たに設置した。
3. 5～9年生では、教科、内容の選択の幅を増やし、生徒の個性・能力を十分に伸ばす指導を行う。
4. 一貫教育のカリキュラムは、つまずきやすい内容や繰り返して学習する必要のある内容を整理し、義務教育9年間で、確かな学力をはぐくめるように工夫されている。
5. 品川区の独自教科「市民科」では、区で作成した教科書を用いて指導している。また、区独自の学習内容については、副教科書や副教材を使用している。

〔No. 24〕 品川コミュニティ・スクールに関する記述として誤っているものは、次のうちどれか。

1. 品川区では、全ての区立学校を品川コミュニティ・スクールに指定している。
2. 品川コミュニティ・スクールでは、保護者、地域住民、学識経験者等が学校運営に参画することで、学校と地域住民が一体となって、継続性を保ちながら、教育活動の改善や児童・生徒の健全育成に取り組んでいる。
3. 品川コミュニティ・スクールでは、地域全体で学校教育を支援することで、学校の教育活動の充実を目指すとともに、地域の人材の有効活用や地域の教育力の活性化を図っている。
4. 品川コミュニティ・スクールでは、学校運営に参画する「学校支援地域本部」と学校支援を直接行う「校区教育協働委員会」の2つの組織を設置している。また、それぞれの組織の運営に関わり、学校と地域をつなぐ、学校地域コーディネーターを各学校に配置している。
5. 学校地域コーディネーターは、各学校で行われている教育活動を一層充実させるために、学校支援のコーディネートを行う区の会計年度任用職員である。

[No. 25] 品川区では、平成18年度より、義務教育9年間を通した系統的な指導で、市民（社会の形成者）としての資質と能力を育てるために、「市民科」として複数の教科等を統合・再構築した独自教科による教育を展開している。品川区の「市民科」について、次の説明文の（ A ）～（ C ）にあてはまる語句の組合せとして最も妥当なものは、以下のうちどれか。

市民科は、（ A ）、（ B ）、（ C ）を統合・再構築した品川区の独自の教科である。

（ A ）	（ B ）	（ C ）
1. 生活科	理科	社会科
2. 社会科	家庭科	特別の教科 道徳
3. 社会科	特別の教科 道徳	総合的な学習の時間
4. 特別の教科 道徳	特別活動	総合的な学習の時間
5. 国語科	特別活動	総合的な学習の時間

[No. 26] 次の文章は、品川区における部活動地域移行推進期間の活動について述べたものである。（ A ）～（ D ）にあてはまる語句の組合せとして最も妥当なものは、次のうちどれか。

品川区教育委員会では、令和5年度から（ A ）までの部活動地域移行推進期間に、品川区立学校の（ B ）の活躍を応援するため、様々な活動の機会を広げています。これまで競技経験がない子ども達も、安全に配慮したうえで活動し、性別問わず、どの小学校、中学校、義務教育学校からでもご参加することができます。

品川区教育委員会では、より多くの子ども達がスポーツを楽しめることを目指し、令和5年度から地域部活動の活動を開始いたしました。

令和6年度については、地域部活動としてダンス、（ C ）、（ D ）の3種目をシーズン制にて実施をしていきます。

（ A ）	（ B ）	（ C ）	（ D ）
1. 令和6年度	5年生から9年生	ラグビー	バドミントン
2. 令和7年度	5年生から9年生	ラグビー	ホッケー
3. 令和6年度	7年生から9年生	バドミントン	ホッケー
4. 令和7年度	7年生から9年生	ラグビー	バドミントン
5. 令和6年度	7年生から9年生	ラグビー	ホッケー

[No. 27] 品川英語力向上推進プランに関する記述として誤っているものは、次のうちどれか。

1. 1・2年生は、学級担任とALT（外国語指導助手）と協力して授業を、年間35時間行っている。
2. 3～6年生は、学級担任とJTE（英語専科指導員）がティームティーチングで授業を、年間70時間行っている。
3. 4年生までの「英語に親しむ」学習のまとめと5年生以降の「英語を使う」学習への意識付けを目指して、ジュニア・イングリッシュキャンプを行っている。
4. 7～9年生では、教科担任がオールイングリッシュを基本とする少人数指導を実施している。また、年間10時間、ALT（外国語指導助手）による授業を行うことで、ネイティブスピーカーとのコミュニケーションを図っている。
5. 品川オンラインレッスンでは、インターネットを使って、海外の講師からマンツーマンの指導を受けて、授業で身に着けた英語を活用する学習を行っている。

[No. 28] 品川区の特別支援教育に関する記述として誤っているものは、次のうちどれか。

1. 品川区では、児童・生徒一人一人のもてる力を高め、自立や社会参加を目指した教育的支援を行うため、教育総合支援センターが中心となり、外部機関等と連携しながら特別支援教育の充実を図っている。
2. 品川区立学校全校に特別支援教室を設置し、支援を必要とする児童・生徒の在籍校に、特別支援教室の拠点校から教員が訪問して、指導をしている。
3. 特別支援教室では、通常の学級に在籍する知的発達に遅れのない発達障害（自閉症、情緒障害、学習障害の3種）のある児童・生徒が対象となっている。
4. 知的障害、自閉症・情緒障害、病弱の各種別に対応したそれぞれの特別支援学級では、少人数によるきめ細かな指導を実施している。
5. 難聴、言語障害に対応した通級指導学級（週1日程度利用）では、児童・生徒の発達や障害の状態に応じ、専門性の高い指導を行っている。

〔No. 29〕 品川区のいじめ防止対策に関する記述として誤っているものは、次のうちどれか。

1. 平成25年9月に定めた「いじめ根絶宣言」では、「いじめは、どんな理由があっても決してしてはならない。」、「いじめは、どんな状況にあっても見すごしてはならない。」、「全ての児童・生徒で、いじめは絶対に許さない社会をつくりあげる。」を掲げている。
2. 品川区では、「いじめ根絶宣言」の実現に向け、平成28年3月に「品川区いじめ防止対策推進条例」を制定した。
3. 「品川区いじめ防止対策推進条例」では、区立学校および区立学校の教職員は、当該区立学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有するとしている。
4. 品川区いじめ防止対策推進条例に基づき、「品川区いじめ根絶協議会」および「品川区いじめ対策委員会」を毎年、定期的を開催している。
5. 品川学校支援チーム HEARTS（教育心理相談員、社会福祉士、警察OB等で構成されるチーム）による支援を行うことで、いじめをはじめとする、不登校、学校だけでは解決が困難なケースに対して、早期解決を図っている。

〔No. 30〕 品川区のマイスクール（教育支援センター）に関する記述として誤っているものは、次のうちどれか。

1. マイスクール（教育支援センター）では、何らかの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいは登校したくてもできない状況にある児童・生徒に対して、学習や体験的な活動の場を提供し、社会的自立ができるように、学校（在籍校）と協働しながら支援を行っている。
2. 品川区に在住している、学校を欠席しがち、登校渋り、教室に入れないなどの状況にある児童・生徒であれば、通室が可能である。
3. 平成9年にマイスクール八潮、平成28年にマイスクール五反田、平成30年にマイスクール浜川、その後、マイスクール西大井が開設された。
4. 活動内容として、マイスクール五反田とマイスクール浜川は個別学習とコミュニケーション、マイスクール八潮とマイスクール西大井は小集団を中心にした学習活動や体験活動、コミュニケーションを行っている。
5. マイスクールの体験通室には、「体験通室申込書」を学校と一緒に作成し、学校から教育総合支援センターへ送付後、通室曜日、週当たりの通室日数、通室開始日などを、児童・生徒、保護者、学校と通室するマイスクールで協議して決定し、体験を開始する。